

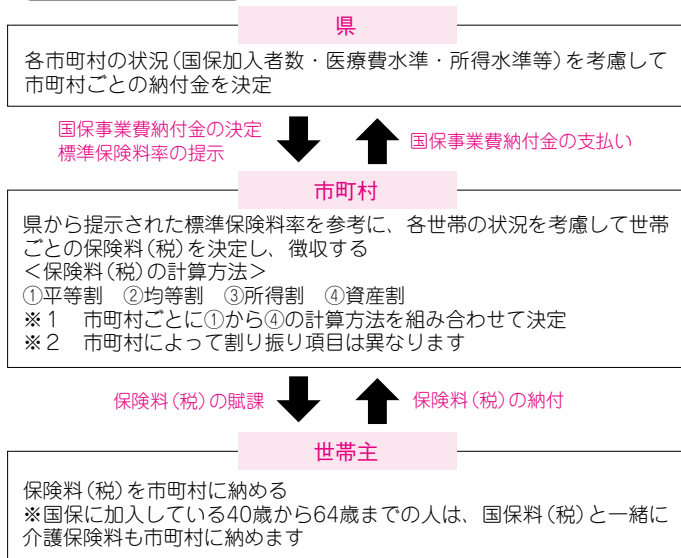
国保を支える保険料(税)

国保の保険料(税)は、県が必要となる医療給付費等の見込みをもとに、市町村ごとの国保事業費納付金の額を決定し、市町村に対して標準保険料率を提示します。

市町村は、提示された標準保険料率を参考に、各世帯の状況を考慮して世帯ごとの保険料(税)を決定し、徴収します。

各世帯から納付された保険料(税)は、国保事業費納付金として市町村から県に支払われます。

保険料(税)の流れ



保険料(税)を滞納すると…

特別な理由もなく保険料(税)を滞納している人については、次のような措置がとられます。

①納期限までに納めないと…

- 督促をうけたり、延滞金が加算されたりする場合があります。

②納期限から1年が過ぎると…

- 医療費はいったん全額自己負担になります。後日申請により保険診療分が「特別療養費」として支給されます。

③納期限から1年6か月が過ぎると…

- 国保の給付の全部または一部が差し止められます。
- 上記の滞納措置を行っても、なお滞納が続いている世帯は、国保の給付(療養費、高額療養費、葬祭費等)を受けるとき、その費用の全部または一部を滞納保険料(税)にあてられることになります。

保険料(税)は国保の大切な財源となって、病気やけがをしたときの医療費にあてられています。いざというとき皆さんの助けとなる保険料(税)ですので、忘れずに納めましょう。

